

## ガソリンや軽油の運搬等に関するQ&A

Q1：灯油用ポリ容器でガソリンや軽油を運搬することはできますか？

A1：できません。

※灯油用ポリ容器にガソリンを入れることは非常に危険ですので行わないでください。

Q2：飲料用のペットボトルや表示の無い一斗缶でガソリンや軽油を運搬できますか？

A2：できません（A1と同じく、非常に危険です）

Q3：では、どのような容器で運搬すればよいのでしょうか？

A3：ガソリンや軽油を運搬する場合は、消防法令に適合した容器（性能試験において基準に適合したもの）を使用しなくてはなりません。性能試験をクリアした容器には、危険物保安技術協会の試験確認済証などの表示が付いています。この性能試験をクリアした金属製容器を推奨します。

(表示例)



【ガソリン】試験確認済証などの表示が付いたガソリン携行缶で運搬してください。

乗用車等（ステーションワゴン、ミニバン、ライトバン、ワンボックスカーを含む）で運搬する場合は、22リットル以下の容器で運搬してください。

【軽油】試験確認済証などの表示が付いた金属製容器での運搬を推奨します。なお、その使用の際には、必ず容器に「軽油」と表示してください。

Q4：消防法令に適合した容器でガソリンや軽油を運搬する際に気をつけることはありますか？

A4：運搬容器の外部に品名（「ガソリン」または「軽油」）及び「火気厳禁」と表示し、収納口を上に向けてフタをしっかりと閉め、転落、転倒、破損しないように積載してください。なお、指定数量（ガソリンは200リットル、軽油は1,000リットル）以上を1台の車両に積載する場合は、標識の掲示や消火設備が必要となります。

Q 5 : ガソリンや軽油を買いだめしたいのですが・・・。

A 5 : 極力控えてください。

ガソリンや軽油は、火災発生のリスクが極めて高く、大量に保管すると大規模な火災となる可能性があるため、買いだめは極力控えてください。

なお、消防法令に適合した容器で保管する場合でも、一定量以上のガソリン、軽油等を保管する場合、下表のとおり、火災予防条例に基づいた届出又は消防法に基づく許可が必要となりますので注意してください。

区分	ガソリン	軽油・灯油
(市町村火災予防条例) 消防機関への届出	40リットル以上 200リットル未満 (個人住居の場合は、100リットル以上200リットル未満)	200リットル以上 1,000リットル未満 (個人住居の場合は、500リットル以上1,000リットル未満)
(消防法) 市町村長等の許可	200リットル以上	1,000リットル以上

Q 6 : セルフ方式のガソリンスタンドで、自らガソリンや軽油を容器に詰め替えることはできますか？

A 6 : できません。

セルフ方式のガソリンスタンドにおいて自ら行える行為は、ガソリンや軽油を入れるための機械（固定給油設備）から自動車等の燃料タンクに直接給油すること、灯油を入れるための機械（固定注油設備）を使用して容器に詰め替えることのみです。セルフ式ガソリンスタンドにおいて、ガソリンや軽油を容器に詰め替えたい場合には、従業員に相談してください。

Q 7 : 基準に違反した場合、罰則はありますか。

A 7 : あります。運搬容器の基準、積載方法の基準に関する違反に対しては、それぞれ罰則が規定されています。

詳しくはお近くの消防署にお尋ねください。